

(令和8年2月27日現在)

令和8年度当初予算 コメ新市場開拓等促進事業 に係るQ&A

- ・ 令和8年度向けに新たに追加した問、内容変更した問は赤字
- ・ 下線部は前回（令和8年1月7日時点）からの更新箇所

- ・ このQ&Aは、随時ご質問やその検討状況を踏まえ、更新することがあります。

農林水産省 農産局 企画課

番号	問い	答え
<1. 全般>		
1-1	本事業における都道府県農業再生協議会や地域農業再生協議会の役割いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業における、都道府県農業再生協議会や地域農業再生協議会の主な役割については以下のとおりです。 <都道府県農業再生協議会> ① 都道府県取組計画の作成 ② 地域農業再生協議会が作成する「産地・実需協働プラン」の審査・承認 ③ 地域農業再生協議会に対する指導監督 <地域農業再生協議会> ① 農業者からの申請受付・とりまとめ ② 「産地・実需協働プラン」の作成 ③ 農業者に対する指導監督 ④ 取組の実績確認
1-2	水田活用の直接支払交付金よりも高い単価で支援することにより、対象品目の価格が低下するなど、産地にとって不利な取引を喚起する恐れがあるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ あくまで実需者と生産者の合意に基づく数量や価格等で契約を締結していただくことが基本です。 ・ 本事業を通じて、実需者との結びつきを強化し、低コスト生産等に取り組んでいただくことで、実需者にとってはニーズに合致したコメ等の安定確保が可能となり、生産者にとっては後年度に渡って需要の維持や拡大が見込まれる他、輸入農産物からの置き換え効果も期待できるものと考えています。
1-3	経営所得安定対策等実施要綱の前年、当年、翌年は何年を指すのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年は令和7年、当年は令和8年、翌年は令和9年を指します。

＜2. 交付対象者・対象作物＞		
2-1	交付対象者が販売農家、集落営農となっている理由いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、実需者との結びつきの下、低コスト生産等の取組を行う生産者に対して直接支払いを行う交付金であることから、事業実施主体は販売農家、集落営農となります。 ・ なお、各地域の取組の内容・規模に応じて支援対象を決定する事業であり、一律の考え方で採択審査を行う観点から、事業実施にあたっては、地域農業再生協議会、都道府県農業再生協議会において「産地・実需協働プラン」の取りまとめや農業者への指導監督等を行っていただく必要があります。
2-2	米粉用米の対象品種の考え方いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米粉用米の対象品種は、実需者ニーズに即した品種とし、令和8年度からはパン・麺専用品種に限らず、実需者との契約を締結した品種とします。
2-3	新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米（酒造好適米以外）が、新市場開拓向けや加工向けに限定されている理由いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業が、実需者との連携の下で、水田を輸出（コメ等）や加工用などの新需要に対応した生産基盤に転換するためのものであることを踏まえ、対象品目は実需と結びついた新市場開拓向けや加工向けに限定しているところです。

<p>2-4</p>	<p>低コスト生産等の取組メニュー「多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入（作付け）」における「米粉用米パン・麺専用品種」の具体的な対象いかん。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米粉用米パン・麺専用品種は、国の委託試験等によって米粉用に育成され、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された以下の品種が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> 〔北瑞穂、ふくのか、ミズホチカラ、笑みたわわ、亜細亜のかおり、ほしのか、こなだもん、越のかおり、あみちゃんまい〕 ・ また、以下の3品種は令和8年3月に対象として追加予定であり、本事業の対象となる予定です。 <ul style="list-style-type: none"> 〔はなという、亜細亜のつき、奥羽452号〕 ・ このほか、次の①及び②のいずれにも該当する品種のうち、都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等が特に認めるものについても対象品種となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された品種 ② 国内において、主に主食用向け以外として生産されており、パン・麺用として需要がある品種
------------	---	--

2-5	多収品種加算の対象となる多収品種の定義いかな。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多収品種加算の対象となる多収品種の定義は、以下のいずれかとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号。以下「推進要領」という。）」別紙 1 の第 4 の 3 に規定する多収品種 ② 地域の単収よりも概ね 1 割以上収量が高く、都道府県が多収品種と判断する品種（②は「多収品種の作付拡大に向けた調査」（農林水産省実施）と同じ定義とし、品種毎に実証データや論文等により上記が確認できる品種とします。） ・ <u>②について、「地域の単収」は、当該都道府県における基幹品種の単収等、当該都道府県における平均的な単収を指します。また、実証データや論文等については、当該都道府県内の過年度の生産実績や、気候等が同等と見なせる他地域のデータ等、合理的な判断がなされるものとします。</u> ・ 対象品目は、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米とし、酒造好適米は除きます。 ・ 低コスト生産等の取組メニュー「多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入（作付け）」における「多収品種」も同様の定義及び対象品目です。
2-6	多収品種加算の交付対象面積の考えいかな。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多収品種加算についても、現行の要綱に準じ、「多収品種の出荷予定数量（多収品種加算相当数量）から地域の合理的な単収を用いて算定した面積」と「実際の作付面積」のうち小さい方が交付対象面積となります。 ・ いずれの場合も、「多収品種の作付け + 3 つの取組」を行う必要があります。 ・ 多収品種加算相当数量については、実需者との取引契約に基づき設定することとします。

<p>2-7</p>	<p>多収品種において、区分管理方式や一括管理方式の指定はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の対象となる新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米は、推進要領における取組計画が受理されていることを要件としていますが、管理方式について要件は設けていません。 ・ 他方、特に、主食用米と生産・出荷等を区分しない「一括管理方式」によって多収品種加算を受けている場合には、加算措置を受けて当該品目を生産していることに鑑み、当該面積に地域の合理的な単収を乗じて算定した相当量以上の当該多収品種を出荷・販売する必要があります。実単収が地域の合理的な単収を上回る場合には、契約数量を超過した分を主食用に回すことも可能です。 ・ なお、都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等が特に認めるもの（推進要領における地域特認品種）については、一括管理方式において、基準単収を上回り、契約数量を超過した分を主食用に回す場合、地域特認品種の要件である「主に加工用米及び新規需要米の用途向けとして生産されている品種」という要件を満たさなくなる可能性があることから、区分管理方式を選択してください。
------------	---------------------------------------	---

2-8	多収品種加算を受けている品目の収量が、作柄等により、出荷・販売契約数量を下回る場合、実績報告における多収品種加算の交付対象面積の取扱いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分管理方式の場合には、取組を行うほ場から生産される全量を出荷・販売することをもって、取組を行ったほ場の面積を交付対象面積として取り扱います。 ・ 一括管理方式の場合には、加算措置を受けて当該品目を生産していることに鑑み、「多収品種の出荷・販売実績数量（出荷伝票等をもとに算定）」を「地域の合理的な単収」で除して算定した面積」と「実際の作付面積」のうち小さい方を「多収品種加算の交付対象面積」として取り扱うこととします。 ・ ただし、推進要領別紙 1 の別添 3 の 2 に基づき、出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は、上記の「地域の合理的な単収」を「地域の合理的な単収に契約数量の変更割合を乗じた単収」とします。
2-9	低コスト生産等の取組メニュー「多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入（作付け）」における「高温耐性品種」の定義いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高温耐性品種の定義は、「都道府県において、高温にあっても玄米品質や収量が低下しにくい品種であり、地球温暖化による影響に適応することを目的として導入されたものであると都道府県が判断する品種」（「令和 6 年地球温暖化影響調査レポート」（農林水産省公表）と同じ定義）とします。 ・ 対象品目は、全ての品目になります。
<3. 取組技術>		
3-1	低コスト生産等の取組（3つ以上）は全て新たに実施する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に実施している取組でも構いませんが、新たな取組を実施したり、取組面積を拡大していただくなど、取組を向上していただくことを推奨します。

3-2	地域特認メニューの考え方について、基準はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特認メニューの基本的な考え方については以下のとおりです。 ・ 低コスト又は省力化生産に資する取組であること ・ 酒造好適米においては、上記のほか、品質の向上や収量の安定に資する取組であること ・ 取組メニューは、原則として、農業者自身が行う取組であり、かつ、取組により農業者自身に追加的な負担（掛増し経費）が発生するものとします。また、追加しようとする取組が低コスト生産等に資する根拠となる文献、データ等を添付することが必要です。
3-3	低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の要望調査の開始日（令和8年1月7日）以降の令和8年産（基幹作）の取組が対象になります。 ・ 取組を実施しても、採択審査の結果、交付対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
3-4	取組は農業者自身が行うものに限らず、作業委託による実施も対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組は、原則として農業者自身が行う取組、追加的な負担が発生する低コスト化等に資するものと整理しています。 ・ ただし、地域の事情や取組メニューの内容によっては、必ずしも農業者自身が行うよりも、低コスト化や省力化などが図られる場合もあると考えられることから、作業委託等による実施も妨げません。 ・ 例えば、ドローンによる生育診断や防除作業を作業委託する場合には、『スマート農業機器の活用』として対象に含まれます。また、水稻の『プール育苗』や『温湯種子消毒』も共同で育苗又は消毒された種苗を使用する場合も対象に含まれます。

3-5	取組メニューにある『農業機械の共同利用』の農業機械はどういうものが対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラクターや田植え機、コンバイン（アタッチメント含む）など、共同利用によって一定程度の生産コスト低減効果が図られるもの（原則として、取得価格 50 万円以上の農業機械）を指します。
3-6	取組メニューにある『農業機械の共同利用』について、無人ヘリによる防除の委託をしている場合には対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『農業機械の共同利用』は、経営費に占める農業機械費の低減を図る取組を推進するために取組メニューに含めているものです。 ・ 無人ヘリによる防除の委託は、防除作業の省力化を主たる目的として行われているものであり、結果として無人ヘリが共同利用されていたとしても、農業者として農業機械費の低減を狙って農業機械を共同利用しているとは整理しがたいことから、対象にはなりません。
3-7	申請後に何らかの事情により選択していた取組が出来なくなった場合、他の取組を実施すれば交付対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に確実に実施する取組として、履行することを誓約していただきますので、自然災害等のやむを得ない事態が生じた場合を除き、まずは取組を講じていただくようお願いします。 ・ やむを得ないご事情により、他の取組を実施していただく場合でも、要件としている「3つ以上」の取組を実施してください。
<4. 対象面積、採択>		
4-1	令和7年度のコメ新市場開拓等促進事業において計画を達成出来なかった場合、具体的にはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度コメ新市場開拓等促進事業において低コスト生産等の取組支援を受けた協議会のうち、令和7年度事業における低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった協議会については、未達分の面積を今回の申請面積から減じた上でポイントを算出することとします。
4-2	一括管理方式で作付している場合は、全てのほ場で取組メニューを実施する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低コスト生産等に取り組む面積が支援対象となります。

<p>4-3</p>	<p>申請から交付決定までの間に、取組面積が変わってもよいのか。 複数年の取組を伴う酒造好適米については、どのような取扱いになるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 取組面積等、申請時に記載・提出していただく各種数値については採択審査に関わるものであることから、自然災害等のやむを得ない事態が生じた場合を除き、原則として変更は認めません。 • 農業者は取組計画書の内容を実施する旨を誓約した上で申請していただくことから、申請後に変更がないよう十分に検討した上で申請してください。 • 酒造好適米についても上記と同様の取扱いとなります。具体的には、農業者本人の責めに帰さない場合を除き、申請時の取組面積から減少する場合、原則として、当該面積に係る交付金を交付しない、又は返還していただくこととなります。 • また、実需者の都合による契約数量の減少など、農業者本人の責めに帰さない場合でも、取組面積に応じて交付を受けることに鑑み、他の実需者と別の契約を締結するなどして申請時の取組面積を維持するよう努めてください。それでもなお、申請時の取組面積から減少する場合には、理由書を提出していただき、不交付や返還の可否を個別に判断することとなります。 (申請時から取組面積は維持するものの、契約数量どおりに販売できなかった場合等の取扱いについては Q&A5-8 を参照)
<p>4-4</p>	<p>地域農業再生協議会の品目単位での取組面積は採択審査に関わるが、その全体の取組面積が変わらなければ、その内訳である農業者単位での取組面積や農業者の変更があってもよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 農業者は取組計画書の内容を実施する旨を誓約した上で申請していただくことから、まずは農業者の申請内容や農業者そのものの変更がないように十分に検討した上で申請してください。 • ただし、地域や農業者の事情によって、申請後に農業者の取組面積を変更せざるを得ない場合は、地域農業再生協議会単位の取組内容（産地・実需協働プランの内容）を遵守するために農業者の申請内容や農業者を変更することは妨げません。

4-5	加工用米・新規需要米の取組計画等の変更が8月20日まで受け付けられることとなったが、本事業も対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工用米・新規需要米の取組計画等の8月20日までの変更受付は、各産地が全国の作付動向も踏まえて需要に応じ、機動的に主食用米等の生産量を確保できるように設けたものです。 ・ この趣旨を踏まえ、本事業においても、産地・実需協働プランに参画する実需者との契約変更に係る同意が得られていることを条件に、取組面積等の変更を認めることとします。 ・ なお、加工用米や新規需要米の需給に混乱を生じさせるような生産者側からの一方的な契約破棄は認められません。
4-6	8月20日までの取組面積等の変更を行う場合、どのような手続きを行うこととなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組面積等の変更を行う場合は、令和7年度同様、以下の手続きを想定していますが、具体的な提出書類等については、別途お知らせいたします。 ① 本事業に採択された地域農業再生協議会は、加工用米・新規需要米の取組計画等の変更と併せて、採択された品目に係る取組面積等の変更内容を把握。 ② 農林水産省が、8月20日以降、本事業に採択された全地域農業再生協議会に対して、取組面積等の変更に伴う変更額を聴取。 ③ 上記の結果、追加配分が可能な場合は、採択・配分基準に準じて追加配分。
4-7	取組面積等の変更により、採択に係るポイントが減少する場合であっても、引き続き本事業の対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採択された地域農業再生協議会に対する取組面積等の変更に伴う変更額の聴取は、予算を有効活用し、追加配分を行うためのものであり、既に予算の配分対象となった地域農業再生協議会は、取組面積等の変更により、採択に係るポイントが減少する場合であっても、引き続き本事業の対象となります。 ・ ただし、4-1に準じ、低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった協議会については、モラルハザード防止の観点から、翌年度事業において、本年度の未達分の面積を申請面積から減じた上でポイントを算出する可能性があります。

4-8	令和7年産の作付実績が無い場合は、配点基準の項目1の②は選択できないのか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年産の作付実績がない場合でも配点基準の項目1の②を選択できることとし、その場合のポイントは新市場開拓用米及び酒造好適米については24ポイント、加工用米及び米粉用米については12ポイントとなります。(ポイント算出上の分母である令和7年産の作付面積を≒0として扱うため)。
<5. 契約要件>		
5-1	実需者との契約(又は農業者とJA等との出荷契約)はいつまでに締結する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県農業再生協議会から国への申請〆切までに契約を締結していただくか、契約を締結する旨の計画書を提出していただく必要があります。計画書の場合は、6月30日までに契約を締結してください。
5-2	実需者との契約は販売委託を受けたJA等が実需者と契約を締結するなどの間接的なものでも構わないのか。	<ul style="list-style-type: none"> 個々の農業者が実需者と直接契約する場合に限らず、農業者と出荷契約を締結した集出荷業者等が実需者と販売契約を締結する間接契約であっても構いません。 集出荷段階などで当該農作物が一括で集荷・管理され、厳密に農業者と実需者との繋がらない場合については、集出荷を行っている事業者(JAなど)と相談の上、出荷相当分が販売されている実需者をプランに位置づけていただくようお願いします。 なお、この場合であっても6月30日までに契約を締結してください。

<p>5-3</p>	<p>実需者の定義いかな。卸売業者などの流通事業者がカットなどの1次加工をする場合は実需者に該当するのか。</p> <p>また、酒造組合は実需者に該当するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業における実需者とは、食品製造業者、外食・中食業者など、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者を指しています。 ・ 流通事業者については、実際の需要を生み出す者ではないことから、原則、実需者には含めませんが、流通事業者であっても、加工を業として行う場合は実需者に含めるものとします（穀類の乾燥調製など一般的に農業者や農業者団体が出荷までに行う作業は当該加工に含めません）。 ・ <u>なお、一般的に、精米業者は実需者には該当しないと整理しますが、酒造好適米において、酒造りの工程の一部として醸造用の精米を行うことによって付加価値を与える者は、実需者と整理することも可能とします。</u> ・ 酒造組合は、実需者である酒蔵によって構成されることから、実需者と整理されます。
<p>5-4</p>	<p>実需者との契約は、どのような内容が含まれていれば良いのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約は、品目（用途含む）、数量（面積契約の場合は面積）と契約期間（又は契約対象の農産物の生産年）が盛り込まれている書面契約とします。
<p>5-5</p>	<p>契約を締結する旨の計画書には、どのような内容を含めれば良いのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書には、実需者名や品目（用途含む）、販売予定数量（又は面積）、契約予定時期、計画書を履行する旨の誓約（署名）等を記載してください。
<p>5-6</p>	<p>多数の実需者がいる場合、農業者の取組計画書や産地・実需協働プランには、その全ての実需者を記載する必要があるのか。一部を省略して書くことは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実需者が多い場合や、全ての農業者が同一の集出荷業者等を通じて、同一の複数実需者と契約するような場合は、実需者のリストを共通の参考資料として添付するなどして記載・提出書類の簡略化・簡素化を図っていただいても構いません。

5-7	<p>多数の実需者がいる場合、個々の契約書の写しを全て添付する必要があるのか。提出する手続きや確認する手続きの簡素化のためにも一部省略することができないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実需者との契約書の写しは、契約締結の有無を確認するために必要な書類のため、原則として全て添付していただく必要があります。 ・ ただし、当該契約書の写しが膨大になり提出・確認事務が繁雑になることを避けるために、実需者との契約を締結している集出荷業者等が契約内容（実需者名、契約数量、契約日、品種・産地等）を一覧にまとめ、確実に契約を締結している旨の誓約を付記し、1つ以上の契約書の写しを添付した書類をもって、全ての契約書の写しの代わりを兼ねることも可能と考えます。
5-8	<p>契約を締結した後に、自然災害等により契約した数量どおりに販売できなかった場合や、実需者の都合により契約数量の減少や契約破棄に至った場合（契約が不履行となった場合）、補助金の取り扱いはどうなるのか。</p> <p>複数年の取組を伴う酒造好適米については、どのような取扱いになるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等、本人の責めに帰さない事由により契約どおり販売が実施できなかったことが確認できる場合にあつては、補助金の返還は求めません。 ・ また、実需者の都合により契約が破棄されたり、契約数量が減少した場合には、当初契約数量分を他の実需者と別の契約を締結するなどして販売するよう努めてください。なお、その結果として当初契約数量分に満たなかった場合には、理由書を提出していただき、その内容を精査させていただきますが、直ちに補助金の返還を求めるわけではありません。 ・ 複数年の取組を伴う酒造好適米についても、上記と同様の取扱いとなります。 (申請時から取組面積そのものが減少する場合の取扱いについては Q&A4-3 を参照) ・ なお、新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米については、本事業とは別に、推進要領等に基づく手続きが必要となる旨に留意してください。

<6. 確認、報告>

<p>6-1</p>	<p>農業者は低コスト生産等の取組支援を受ける場合、取組を行ったことの根拠書類として、どのようなものをいつまでにどこに示せばよいのか。 また、地域農業再生協議会は、根拠書類で、何を確認して特定する必要があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の取組確認等は地域農業再生協議会に実施していただくため、農業者は取組を行ったことの根拠書類を地域農業再生協議会に示していただくことになります。 ・ 農業者が示す根拠書類としては、取組を講じたことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）及び当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）とします。地域農業再生協議会が現場において取組の実施状況を確認する場合に作成する根拠書類としては、地域農業再生協議会が作成する現地確認記録簿等とします。 ・ また、地域農業再生協議会においては、当該根拠書類により、取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等を確認して特定することとします。 ・ 取組の確認スケジュールは地域農業再生協議会や品目によって異なるため、一概にお答えできません。
<p>6-2</p>	<p>ほ場の確認を行う必要はあるのか。水田活用の直接支払交付金におけるほ場確認と合わせて行ってもよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象作物が現に作付けされているのかどうかを確認いただくために、原則として、現場でのほ場確認は必要です（取組の実施に疑義があるなどの場合は、現場での取組の実施状況の確認も行ってください。また、取組の実施状況の確認を行った場合には、確認した内容（取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等）について、現地確認記録簿を作成するなどして記録を残してください。）。ほ場確認は水田活用の直接支払交付金のほ場確認と合わせて実施していただいても構いません。

<7. 補助金等の重複受給>		
7-1	水田活用の直接支払交付金の産地交付金の要件となっている取組メニューが重複する場合もあるが、産地交付金との重複受給の問題はないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、低コスト生産等の取組などを行う上での掛かり増し経費相当等に対する支援を行うものである一方、産地交付金は掛かり増し経費とは関係なく、魅力的な産地づくりに向けて地域独自の品目・単価で支援を行うものであり、産地交付金とは支援対象や趣旨が異なっているため、原則として本事業との二重補助には当たりません。 ・ ただし、各農業者の掛かり増し経費を具体的に特定して、当該経費分のみを補助対象としている場合などは、個別にご相談ください。
<8. 手続き、スケジュール>		
8-1	交付金の支払いスケジュールいかに。農業者はいつ頃までに交付金を受け取ることができるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業では、国から農業者へ直接支払いを行います。 ・ そのため、国は、交付申請者からの出荷・販売の実績報告等の後、交付申請者ごとの低コスト生産等支援の交付面積及び交付金額の確認を行った上で、交付申請者への交付決定額の通知及び交付金の交付を行うこととなるため、交付金の支払い時期は農業者毎に異なります。
8-2	農業者はいつまでに何を、どこに申請すればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望調査の農林水産省への締切は4月30日としております。 ・ 農業者は地域農業再生協議会に低コスト生産等の取組内容や取組面積、販売契約を結んでいる実需者名などを記載した計画書を提出することとなりますが、具体的な申請受付時期・締切はそれぞれの地域農業再生協議会で設定することとなります。 ・ 要望調査の結果を踏まえ、農業者は、交付申請書及び営農計画書を農林水産省が別途定める日までに地方農政局又は地域農業再生協議会に提出していただく必要があります。

8-3	市町村をまたいで作付けしている農業者はどこに申請すればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農計画書を提出している地域農業再生協議会に申請してください。
8-4	要望調査の締切までに申請が間に合わない場合はどうすればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締切までに申請が間に合わない場合は、支援の対象外となるため、早めのご準備をお願いします。
8-5	農業者への支払いについては、代理受領を活用した共同計算スキームの対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の交付金を地域の生産者団体・集出荷団体等が代理受領することは可能です。この場合、交付対象となる農業者が代理の者に交付金の受領の権限を委任していただく必要があります。
＜9. 推進事務費＞		
9-1	<p>推進事務費はいつの取組から対象となるのか。</p> <p><u>令和8年度において、酒造好適米における令和9年度以降の取組に対する推進事務費を計上することはできるのか。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの作成等、本事業を実施するために必要不可欠である経費については、要望調査の開始日（令和8年1月7日）以降の取組が支援対象になります。 ・ <u>本事業の推進事務費については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、事業年度ごとに実績報告及び補助金の額の確定を経て補助金の支払いがなされる補助事業であることから、令和8年度事業において、翌年度以降の取組に対する推進事務費を計上することはできません。</u>
9-2	事務費の支払いはいつ頃となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定以降であれば、所定の手続きを踏まえて概算払い等により交付します。

9-3	採択されなかった地域農業再生協議会においても事業申請に当たって事務的な経費が発生することになるが、周知等に要する費用をどう工面すればよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> 他の支援事業と同様、原則として、採択に至らなかった場合には支援できないため、事務に要した経費は補助対象となりません。 ただし、都道府県農業再生協議会の活動として農業者への周知を地域農業再生協議会に委託又は請負させる場合、その範囲で必要な経費（郵送費等）を都道府県農業再生協議会に支援することは可能です（なお、全ての地域農業再生協議会が不採択となった都道府県農業再生協議会は支援できません）。
<10. 救済措置、ペナルティー関係>		
10-1	本事業に申請していたほ場において、 低コスト生産等の取組 を行えなくなった場合、ペナルティーはあるのか。 複数年の取組を伴う酒造好適米 については、どのような取扱いになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の申請後に、農業者の個人的な事情等により取組を行えなくなった等、本事業の要件を満たせないことが判明した場合は、自然災害等、農業者本人の責めに帰さない場合を除き、原則として交付申請中の交付金を交付しない、又は返還していただくこととなります。 複数年の取組を伴う酒造好適米についても、上記と同様の取扱いとなります。
<11. 酒造好適米支援関係>		
11-1	酒造好適米の定義は何か。	<ul style="list-style-type: none"> 酒造好適米は、農産物規格規程第1の2（2）八に定める醸造用玄米とし、当該都道府県の産地品種銘柄に限らず醸造用玄米に該当する品種が対象となります。 なお、輸出用や輸出用日本酒の原料用に供する場合は、酒造好適米を新市場開拓用米として取り扱うことも可能ですが、本事業や水田活用の直接支払交付金において、新市場開拓用米と酒造好適米の重複受給はできません。
11-2	酒造好適米の交付単価の考え方いかん。	<ul style="list-style-type: none"> 取組年数に応じて最大3万円/10a（1年あたり1万円/10a×最大3年間）を令和8年度に一括で交付します。

11-3	酒造好適米の契約に必要な書類いかな。	<ul style="list-style-type: none"> 酒造好適米の契約に必要な書類やその提出方法は、加工用米等の他の品目と同様であり、生産者から実需者（酒蔵や酒造組合）までの各段階において、<u>原則 6 月 30 日までに、契約年月日、氏名、品目、数量、契約期間が記された「契約書」を締結する必要があります（要望調査時点では契約を締結する「計画書」による対応も可能）。</u> 複数年の契約については、上記の契約書や計画書に複数年分の数量を記載することとし、要望・申請は令和 8 年度に複数年分を一括で行い、実績報告・確認は年ごとに行います。
11-4	酒造好適米において、3 年間の長期契約に取り組む場合に必要となる「価格決定の考え方」を予め設定することについて、具体的には何を必要とするのか。	<ul style="list-style-type: none"> 農業者側と酒蔵側（直接取引の場合は農業者と酒蔵、集荷業者を挟む場合は、例えば全農県本部と県酒造組合）との契約書において、価格決定の考え方（例：「〇月頃に〇〇を踏まえて〇〇と〇〇が協議して決定」等）を予め設定することが必要になります。
11-5	酒造好適米において、複数年の取組を行う場合、各年の取組面積は一定である必要があるのか。年によって変動させることも可能なのか。	<ul style="list-style-type: none"> 複数年の取組を行う場合、各年産の取組面積は、必ずしも一定である必要はなく、年によって変動させることも可能です。<u>また、必ずしも同一のほ場で作付けする必要もありません。</u> いずれの場合も、3 年間の取組面積は 3 万円、2 年間の取組面積は 2 万円、1 年間の取組面積は 1 万円 <u>（令和 8 年度から連続する取組について、3 年間の延べ取組面積× 1 万円/10a）</u> を令和 8 年度に一括で交付します。 他方、令和 8 年度に複数年分が一括交付される中、交付を受けた取組面積は酒造好適米の生産に取り組む必要があり、一括交付時点から取組面積が減少する（交付後に取組を行わない面積が生じる）場合は交付金の返還が必要となりますのでご注意ください。（申請時から取組面積そのものが減少する場合の取扱いについては Q&A4-3 を参照）

11-6	酒造好適米の要件について、集荷業者を挟む場合の「一定のまとまりを持ったほ場において生産されること」に具体的な基準はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 面積や連坦性等の定量的な基準は設けていませんので、産地形成やロット確保の観点で、地域単位や生産者単位で一定程度のまとまったほ場で生産されていることについて、地域農業再生協議会において、地域の特性等を踏まえて判断してください。
11-7	酒造好適米の要件について、集荷業者を挟む場合の「 <u>安定的な生産に向けた体制が整っていること</u> 」とは具体的にどのようなことか。	<ul style="list-style-type: none"> 酒米産地協議会、酒米生産部会、酒米研究会等が整備されている地域や、集荷業者が実需者からの需要に応じて生産者への面積配分の調整を行っている地域等、安定的な生産に向けた体制が整っていると判断できる地域で生産されることを指しますので、地域農業再生協議会において、地域の特性等を踏まえて判断してください。
11-8	酒蔵が自ら酒造好適米を生産する場合も当事業の対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 酒蔵が自ら酒造好適米の生産に取り組む場合も本事業の対象となります。 この場合、地域農業再生協議会に提出する取組計画書（参考様式 13-4）の3.（3）欄に製品（日本酒）、原料米穀の使用数量（○kg）、このうち自ら生産する酒造好適米の使用数量（○kg）を記載ください。 <u>（実績報告については、Q & A 11-11 を参照）</u>

11-9	<p>酒造好適米における対象面積の考え方いかん。酒造好適米は主食用米よりも単収が低い中、他の品目と同様、地域の合理的な単収を用いて算定した面積が対象面積の上限となるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒造好適米は主食用米に比べ、単収が低い傾向にあり、地域・品種によって差があることから、当事業の対象面積は、地域の合理的な単収を用いて算定した面積ではなく、実際の作付面積とします。 ・ ただし、出荷予定数量と作付面積から算出された単収が、過去の実績や近傍のほ場等と比較して明らかに低いと判断する場合には、本交付金の交付対象とならない場合がありますのでご注意ください。 ・ その際、酒造好適米は主食用米による代替が効かないことを踏まえ、凶作に備えて需要量や生産数量よりも契約数量を少なく設定する場合があることに鑑み、需要量に応じて適切な生産が行われている範囲において、これを考慮できることとします。 ・ 地域農業再生協議会においては、上記を踏まえ、交付面積が適切か確認することとします。
11-10	<p>酒造好適米において、区分管理方式や一括管理方式の指定はあるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分管理方式や一括管理方式といった管理方式は、推進要領における用途限定米穀に適用されますが、新市場開拓用米以外の酒造好適米は、用途限定米穀に該当しないことから、管理方式の指定はありません。 ・ いずれにしても、需要量に応じた取組面積について、適切な生産と販売をしていただく必要があります。

<p>11-11</p>	<p><u>酒造好適米の出荷・販売の実績報告において、必要な手続きいかん。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>酒造好適米の出荷・販売の実績報告については、本事業の他の品目同様、「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書（様式第 11- 1 号）」で行います。</u> ・ <u>他の品目は推進要領に規定される加工用米等生産出荷数量一覧表をもとに 12 月 20 日までに全量出荷したことを報告していることに鑑み、酒造好適米も「本事業の対象となる当年産の酒造好適米を全て出荷又は販売したことが分かる書類（出荷又は販売伝票の写し等）」を原則 12 月 20 日までに提出することとします。</u> ・ <u>地域農業再生協議会は、この情報をもとに、要綱Ⅳ第 2 の 2（8）⑦適切な生産の徹底等を確認することもできます（酒造好適米は「その他の作物」として取り扱います）。</u> ・ <u>集出荷業者等へのお荷の確認ができれば、実需者への販売の確認については、当様式での報告は求めません（別途、要綱Ⅳ第 2 の 2（8）⑧取組の実施状況等の報告に基づく、産地・実需協働プランの実績報告として報告する必要があります）。</u> ・ <u>12 月 20 日までに上記書類の提出なされない場合は、3 月 31 日までに提出することを誓約し、本事業の対象となる当年産の酒造好適米の全体的出荷又は販売が完了した後、速やかに提出することとします。</u> ・ <u>その上で、3 月 31 日までに同書類を提出することが困難な場合は、実績報告において、その理由や、本事業の対象となる当年産の酒造好適米を確実に全て出荷又は販売することがわかる書類等を提出いただくこととなります。</u> ・ <u>酒蔵が自ら酒造好適米を生産する場合は、要綱Ⅳの第 2 の 2（8）⑥イ出荷・販売の実績報告等により、同 1（4）②ア（注 2）の自家加工や直売所等での販売の扱いと同様、「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式 2）に「本事業の対象となる当年産の酒造好適米のうち自ら使用する分について、申請どおり自ら生産し、使用すること」が分かる情報を記載、提出いただき、確認することとします。</u>
--------------	---	--